令和８年１１月１０日
財 務 部 経 理 課

議会の委任による専決処分の報告
（補助第２１６号線４号橋整備工事（下部工））

１　契約件名　　補助第２１６号線４号橋整備工事（下部工）

２　相 手 方　　東京都渋谷区渋谷一丁目１６番１４号
東急・新舘建設共同企業体
代表者　東京都渋谷区渋谷一丁目１６番１４号
東急建設株式会社東日本建築支店
代表者　中　村　淳
構成員　東京都世田谷区鎌田二丁目１２番１３号
新舘建設株式会社
代表者　新　舘　豊　浩

３　契約金額　　議決金額　１，７０５，６８４，５６３円
変更金額　１，７７５，８７４，０８９円

４　工　　期　　令和８年１１月５日

５　変更理由　　①工事請負契約約款第２５条第６項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
②右岸側鋼管ソイルセメント杭施工に伴い発生する液状セメント混合土が想定以上に発生したことにより、バキューム車による運搬処分が必要となったため。
③擁壁護岸の築造に伴う鋼管杭上部の切断にあたり、杭内部の土砂の堆積が施工の支障となることが判明し、土砂の搬出・運搬処分が必要となったため。

６　専決処分日　　令和８年１０月２９日